

歳出効率化に資する優良事例の横展開のための
健康増進・予防サービス・プラットフォームの開催について

平成 27 年 9 月 9 日
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定
平成 27 年 10 月 14 日 一部改正
平成 27 年 11 月 12 日 一部改正

1 趣旨

経済再生と財政健全化の双方を推進するカギは、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」といった「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に盛り込まれたこれらの歳出改革の実行にある。

こうした歳出改革を推進する観点から、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下に、関係府省等の参加を得て、健康増進・予防サービスに関して国・地方を通じた歳出効率化に資する優良事例の創出・全国展開を図るためのプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を開催し、自治体や企業・保険者における先進的な取組の横展開について、実施主体に対する省庁横断的な政府側窓口として、調整、進捗管理及びフォローアップを行う。

2 具体的取組

プラットフォームは、これに関連した先進的な取組の横展開の努力が進められつつあるものもある（日本健康会議、次世代ヘルスケア産業協議会等）ことから、そうした成果も取り込みながら、総合的な調整、進捗管理及びフォローアップを行う。

具体的には、以下に掲げる事項を始め、健康増進・予防サービスに関連する分野について取り扱うとともに、これらの取組を通じて実現される市場創出効果の検討を行う。

- (1) 医療保険者によるデータヘルス等
- (2) 生活習慣病等の重症化予防
- (3) 企業による健康経営
- (4) ヘルスケア産業の創出・育成
- (5) ITの利活用および規制改革等の制度改正

3 構成員等

- (1) プラットフォームの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）は、構成員がプラットフォームに出席できない場合であって、当該構成員からあらかじめ申し出があったときは、然るべき代理人の出席を認めることができる。
- (3) 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 庶務

プラットフォームの庶務は、政策統括官（経済財政運営担当）において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が定める。

健康増進・予防サービス・プラットフォーム 構成員

(1) メンバー

甘利 明	内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)、健康・医療戦略担当大臣
塩崎 恭久	厚生労働大臣
林 幹雄	経済産業大臣
伊藤 元重	経済財政諮問会議民間議員
新浪 剛史	経済財政諮問会議民間議員
三村 明夫	産業競争力会議構成員、日本商工会議所会頭
横倉 義武	日本医師会会長
永井 良三	自治医科大学学長

(2) 医療保険者・医療関係者 (オブザーバー)

大塚 陸毅	健康保険組合連合会会長
小林 剛	全国健康保険協会理事長
森 民夫	全国市長会会長
山科 透	日本歯科医師会会長
山本 信夫	日本薬剤師会会長
坂本 すが	日本看護協会会長
遠藤 久夫	社会保障審議会医療保険部会部会長 (学習院大学経済学部教授)